

公 安 委 員 会 会 議 録

開 催 日 時	自 午後 1 時 0 0 分 令和 7 年 8 月 6 日 (水) 至 午後 2 時 4 5 分
開 催 場 所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公 安 委 員 今村委員長 野村委員 弘永委員

第 1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、交通部長、警備部長、首席監察官、刑事企画課長及び情報通信部通信庶務課長同席の上、下記の報告を受けた。

1 人身安全関連事案の取扱状況（令和 7 年 6 月末）

生活安全部長から、

人身安全関連事案の令和 7 年上半期の状況を説明する。

(1) ストーカー事案

1 月～6 月末の相談件数は 1 4 0 件であり、前年より 6 件の減少であった。過去 5 年間の平均は、年間で約 3 0 0 件であるので、概ね平年並みと考えている。

特徴として禁止命令・援助件数が増加している。被害者の男女別では全体の約 9 割が女性の被害者となっている。

(2) 配偶者暴力（DV）事案

1 月～6 月末の取扱件数は、前年より若干多く、4 9 8 件の相談を受理した。過去 5 年間の平均は、年間 1, 0 0 0 件弱であるので、概ね平年並みと考えている。

暴行や傷害などで 1 5 件の検挙があり、被害者の男女別では全体の約 7 割が女性の被害者となっている。

(3) 児童虐待事案

1 月～6 月末の通告児童数は 3 6 7 人であり、前年と比べ 2 4 人の減少となった。行為別では心理的虐待の減少が全体の減少につながっているが、依然として高止まりの状況である。過去 5 年間の通告児童数の平均は年間 7 0 0 人～8 0 0 人であった。

特徴として、心理的虐待が最も多く全体の約 7 割であり、身体的虐待が約 3 割、次いでネグレクト、性的虐待の順となっている。

暴行や傷害などで 1 2 件の検挙があり、被害者の男女別では全体の約 7 割が女性の被害者となっている。

通告児童の学識別では、未就学児童が 1 4 2 人、小学生が 1 3 1 人であり全体の 7 割超を占めている。

生命や身体の危険に関連する身体的虐待では、約半数を小学生が占めている。

身体的虐待の増加に伴い、代表者聴取の実施件数は 1 8 件となっており、前年と比べ 6 件の増加となっている。

(4) 行方不明事案

1月～6月末の相談件数は326件であり、前年と比べ52件の減少となっている。過去5年間の平均は年間で約700件であるので、概ね平年並みと考えている。

特徴として、認知症又はその疑いのある行方不明事案は65件であり、前年と比べ11件の増加となっている。年によって増減はあるが、過去5年間の平均では約78件であるので、減少傾向とも言える。

さらに、未成年者の行方不明事案は52件であり、前年と比べ25件の減少となっており、減少傾向である。

(5) 今後の取組

引き続き、人身安全関連事案については、被害者の生命や身体の安全確保を最優先に適切な検挙及び行政命令の適用を行い、関係機関との連携強化など、対応に万全を期すよう取り組んでいく。

旨の説明があった。

野村委員から、「ストーカー事案については、定期的に報告してもらっており、事例ごとに警告を行うなど、よく対応していると感じている。引き続きよろしく願います。配偶者暴力事案やストーカー事案に対して警察がどこまで介入していくのか、特に男女関係については難しいところがある。さらに児童虐待についても気にかけているが、警察の役割が広がっているのではないかと思います。」旨の発言があった。

弘永委員から、「悩ましい問題が多いがよろしく願います。行方不明事案が半年で326件と多く感じる。この中に事件性のある行方不明事案は含まれているのか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「高齢者の行方不明事案が多く、例えば連れ去りなどによる行方不明事案は含まれていない。」旨の説明があった。

今村委員長から、「配偶者暴力の被害者は、3割が男性とのことであるが、どのような形態か。さらに、行方不明事案について平年並みとの説明があったがGPSなどの機器による対策が功を奏したなど、増加していない理由はあるのか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「配偶者暴力について、男性が被害者となっているものは、女性加害者となる身体的暴力である。行方不明については、山口県の人口が減少するとともに、高齢者数も減少していることも一因であると考えられる。」旨の説明があった。

2 山口県の犯罪情勢（1～6月）

刑事企画課長から、

令和7年上半期における山口県の犯罪情勢を説明する。

(1) 全刑法犯

認知件数は窃盗犯が大きく減少し、山口県警察が犯罪抑止重点としている自転車盗と万引きの認知件数が減少している。検挙件数は凶悪犯、粗暴犯及び窃盗犯が減少しており、特に窃盗犯の減少は大きく、内訳として万引きの減少が大きい。これは防犯カメラの普及が一因であると考えている。自転車盗については、認知件数が減少したものの、検挙件数は増加している。

(2) 重要犯罪

1月～6月末の検挙率は73.5%であるが、本年認知の事件はすべて被疑者を特定しており、7月以降に送致予定のものを含めると、実質的な検挙率は100%超となる予定である。

(3) うそ電話詐欺

認知件数、検挙数、被害額、いずれも前年と比べ増加している。

手口については、全国的にも同様であるが、SNSなどで偽の逮捕状を示し、現金を振り込ませるなど、警察官をかたるオレオレ詐欺手口が急増している。

被害者の年代に関して、これまで高齢者の被害が多かったが、本年1月～6月末時点では、20歳代の被害が最も多くなっているなど、幅広い年代で被害が発生している。若い世代が被害に遭っている原因は、SNSを利用して行われる警察官をかたるオレオレ詐欺手口の急増が影響しているものと考えられる。

(4) SNS型投資・ロマンス詐欺

SNS型投資詐欺の認知件数は半減しており、手口等の周知が功を奏している。恋愛感情に乗じたSNS型ロマンス詐欺は、全国的にも同様に増加している。

投資への好奇心や恋愛感情に乗じた犯行であるため、被害者の年代は30歳代から50歳代が多くなっており、被害額も高額化する傾向がある。

(5) 暴力団犯罪

検挙人員は12人であった。

(6) 薬物犯罪

覚せい剤事犯の検挙人員は減少しているが、大麻事犯の検挙人員は増加しており、過去5年間の統計で最多となっている。

これは検挙人員の半数を占める再犯者数の増加が一因と考えている。

旨の説明があった。

野村委員から、「警察官をかたる詐欺の手口は、統計上はオレオレ詐欺となっているが、身分を偽装する詐欺ということで理解している。若年者の被害が多い点について、警察側からXやLINEなどで一般の方と連絡を取ることではないと広報しているにも関わらず、20代の被害が多いことが気になっている。」旨の発言があり、生活安全部長から、「20代の若者は、警察官になりすました者からの連絡があった場合、パニックに陥るなど、冷静な判断ができないのではないかな。」旨の説明があり、刑事企画課長から、「SNSを利用し、精巧な画像等を利用した手口に引っかかるのではないかな。」旨の説明があった。

弘永委員から、「重要犯罪の検挙率について、実質検挙率が100%を超えるということで、素晴らしい成果であると思う。SNS型投資・ロマンス詐欺は、検挙数が少ないが、検挙が難しいのか。全国警察で協力して、検挙に取り組んでほしい。」旨の発言があり、刑事企画課長から、「SNSを通じた詐欺では、海外サーバーを経由している場合もあり、突き上げ捜査が難航している。現在は大規模県等へ捜査員を派遣し、全国的な対応も行っている。」旨の説明があった。

今村委員長から、「重要犯罪の検挙率が山口県は全国的に優良であったと思う。警察官になりすます手口の詐欺は、オレオレ詐欺と分類するにはわかりにくい部分もある。また、大麻事犯の増加について、既存の抑止対策のみならず、他機関との連携など有効な対策を検討し、若年層が薬物犯罪に手を染めないようにしてほしい。」旨の発言があり、生活安全部長から、「大麻事犯の検挙は、若者が多いため、大学生・高校生に向けた薬物乱用防止教室を開催したり、SNSによる広報を行っている。」旨の説明があった。

3 山口県の交通事故情勢（1～6月）

交通部長から

令和7年上半期における山口県の交通事故情勢を説明する。

(1) 交通事故発生状況

1月～6月末の交通事故死者数は、15人であり、前年と比べ4人の減少となっている。1月～6月末の交通事故死者数の過去5年間における平均は17人であるので、減少傾向と言える。

なお、重傷者数も前年と比べ36人の減少となっている。

特徴としては、前年と同様であるが、交通事故死者の6割が65歳以上の高齢者となっており、状態別では、自動車乗車中の死者数が7人であり、うち5人が高齢者で、いずれも自動車運転中の単独事故によるものである。

また、歩行中に交通死亡事故に遭われた4人のうち3人が高齢者であり、いずれも道路横断中であった。

負傷者における2割弱、重傷事故における4割、交通事故死者数における6割は高齢者となっており、負傷の程度が高くなるほど高齢者の割合が高くなり、過去5年間における平均でも同水準となる。

引き続き、高齢者を交通事故当事者とさせない取組が重要である。

(2) 取組状況

令和6年中の交通事故実態を踏まえ、高齢者の交通事故防止対策と悪質・危険運転者対策を強化している。

ア 高齢者の交通事故防止対策

前年の交通事故死者数の増加要因は、高齢者が大幅に増えたことが一因であり、交通事故死者51人中38人が高齢者となり約76%を占めている。なお、前年と比べ17人の増加であった。

高齢者の重大交通事故を分析した結果、高齢歩行者は道路横断中の事故が多く、時間帯では午前と夕方に事故に遭う件数が多い状況であり、場所は自宅から1km以内の範囲で多く発生している。さらに、85歳以上では他の年代に比べ横断歩行中の事故率が2倍以上となっている。

原付以上の運転者による交通死亡・重傷事故では、高齢運転者は車両単独又は人対車両の場合が多く、原因別の分析では発見遅れや安全不確認による場合が多い。

この状況に対して、高齢者を交通事故の当事者とさせない取組を推進しており、交通安全キャンペーンや交通安全教育において、高齢者の事故実態の周知に努めている。

交通事故率が高い85歳以上の高齢者が交通事故の第一当事者となった場合は、APサポートプログラムにおいて、運転者に対する個別指導を実施している。

1月～6月末の指導対象者201人のうち85歳以上の対象者は約7割の142人であった。

指導対象者となった方に対しては、自宅に赴いて運転上の注意点や危険箇所を個別指導したほか、38人は自動車学校において実車指導を受け、7人は運転免許証の自主返納に至った。

なお、実車指導を受けた方の7割及び運転免許証を返納された方は、全て85歳以上の高齢者であった。

こうした取組等を強化した結果、前年と比べ歩行者の交通死亡・重傷事故死者数のうち、75歳以上の高齢者が道路横断中に事故に遭う件数が減少しており、特に85歳以上の高齢者が道路横断中に事故に遭う件数は3分の1に減少している。

また、運転者では、個別指導を強化した85歳以上の運転者の事故率も前年と比べ半減している。

しかしながら、昨年同様、発見遅れや安全不確認を原因とする人対車両の事故や自動車運転中の単独事故の発生が多く、引き続き緊張感を持って対策を推進していくこととしている。

イ 悪質・危険運転者に対する交通指導取締り

今年度、重大事故に直結する飲酒運転・横断歩行者妨害に加え、来年春から反則通告制度が導入される自転車の指導・警告に重点を定め、活動を強化した。

結果として、令和7年上半期は、前年と比べ取締りや指導件数が大幅に増加している。

取締り重点別による交通事故発生実態では、飲酒運転による負傷者数は5人増加、横断歩道上の重傷者数は3人増加、自転車運転中の負傷者数は5人増加となっている。

自転車運転者の右側通行や一時停止違反を原因とする交通事故も増加しており、引き続き悪質・危険な運転者又は自転車に対する取締りを強化していく予定である。

(3) 今後の取組

令和7年上半期の取組を引き続き推進しつつ、10月以降は、日照時間が短くなることから、夜間歩行者の交通事故が大幅に増加する傾向があるので、関係機関・団体と連携しながら、反射材の活用促進に向けた参加体験実戦型の交通安全教室や、工夫を凝らした広報啓発に取り組むこととしている。

旨の説明があった。

野村委員から、「横断歩行者妨害や、自転車利用者の飲酒運転について、抑止効果も見込まれることから取締りをよろしく願います。ところで、高齢者の交通事故防止については様々な対策を取っていると思うが、その効果は如何か。」旨の発言があり、交通部長から、「高齢者の交通事故件数は、平年並みに落ち着いている状況である。」旨の説明があった。

弘永委員から、「来年春から反則通告制度が導入される自転車利用について、現場の取締りも大変であると思う。自転車利用での交通違反は、一般の方は分かりにくいのではないかと思う。特に学生などにしっかり伝わるよう、周知を含めてよろしく願います。」旨の発言があった。

今村委員長から、「加齢により交通事故に関するリスクが高まることを考慮し、交通事故の抑止に努めなければならない。自転車の利用について、交通安全に関する啓発が必要である。横断歩行者妨害について、歩行者の意図が判断し難い場合があると思う。取締りについて、一部の県で試行的に警察官がウェアラブルカメラを装着すると聞いたが、これにより取締りの事後検証も可能なのではないか。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 意見の聴取・聴聞の結果報告

運転管理官から、本日の出席者2名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取における供述内容について説明を受けて審議のうえ量定どおり処分を決定し、そのほか意見の聴取等欠席者3名の処分を決定し、2名を再呼び出しとした。

(2) 審査請求の受理

運転管理官から、7月15日付けで公安委員会が行った処分について、審査請求を受理した旨の説明を受け、決裁した。

(3) 次回開催する意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理官から、8月20日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名に

について説明を受け、決裁した。

- (4) 個人情報保護法に基づく保有個人情報不訂正決定処分に係る審査請求の受理及び弁明書の提出要求（2件）

警察県民課長から、7月9日付けで県警察本部長が行った処分について、審査請求の受理及び弁明書の提出要求について説明を受け、決裁した。

- (5) 警察職員の派遣に係る援助要求

警備課長から、神奈川県公安委員会からの第9回アフリカ開発会議に伴う警備諸対策に係る援助要求について、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

2 報告概要

- (1) 取消処分に係る意見の聴取の主宰者指名の専決規程の改正

運転管理官から、取消処分に係る意見の聴取の主宰者指名の専決規程の改正について説明を受け、決裁した。

- (2) 山口県公安委員会事務の専決状況

組織犯罪対策課長から、4～6月における組織犯罪対策課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、報告を受けた。

- (3) 監察関係業務報告

監察官室長から、監察案件について、監察官から、7月中の非違事案について、それぞれ報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。